

国立市内  
児童発達支援事業所 管理者様  
放課後等デイサービス事業所 管理者様

国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課

## 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける「事業所間連携加算」の運用について

日頃より国立市行政に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された児童発達支援、放課後等デイサービスにおける「事業所間連携加算」について、本市においては下記の流れで運用いたしますので、制度の趣旨をご理解いただいたうえで、御協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 「事業所間連携加算」の概要

セルフプランで複数の事業所（児童発達支援または放課後等デイサービス）を利用する児童について、事業所間での当該児童に関する情報連携（支援の実施状況、心身の状況、生活環境等について事業所間で共有するための会議を開催する等）を評価する報酬加算制度（加算単位等詳細は別紙参照）

#### 2. 国立市における運用の流れ

##### 運用開始日：原則として令和8年4月1日（水）

- （1）支給決定手続（新規）の際に、市から保護者へ当加算について説明を行い「事業所間連携加算確認書」（以下「確認書」という）を交付
- （2）保護者は、「コア連携事業所」として推薦（希望）する事業所を「確認書」に記載し、当該事業所の承諾を事前に得た上で、市へ「確認書」を提出
- （3）市は、「確認書」に記載されている事業所へ確認の上、コア連携事業所の決定を行い、国立市記入欄が記載された「確認書」を保護者へ送付
- （4）「確認書」の写し及び「セルフプラン」の写しを保護者から事業所へ送付
- （5）保護者から「確認書」等の送付を受けた事業所が事業所間で情報連携等のための会議を開催した場合、同会議に参加した事業所はそれぞれ報酬（加算）を請求

※詳細は別紙「国立市における『事業所間連携加算』運用の流れ」をご確認下さい。

国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課  
相談支援係  
TEL：042-576-2111（内線405）  
Eメール：[shogaishien@city.kunitachi.lg.jp](mailto:shogaishien@city.kunitachi.lg.jp)

## 国立市における「事業所間連携加算」運用の流れ

○支給決定手続き（新規）の際に、市から保護者へ「事業所間連携加算（新規・変更）確認書」（以下「確認書」）を交付

※新規以外の申請については、随時保護者からの申請により受付

※**原則保護者からの提出**としますが、状況によっては保護者からの依頼により事業所から提出いただくことも可とします。



○保護者は、「コア連携事業所」として推薦（希望）する事業所等を「確認書」に記載し、事前に当該事業所の承諾を得た上で、市へ「確認書」提出



○市は、「確認書」に記載されている事業所へ確認の上、コア連携事業所の決定を行う



○市は、「確認書」に必要事項を記載し、保護者へ送付



○保護者は、コア連携事業所として承諾があった事業所へ市から送付を受けた「確認書」の写し及び「セルフプラン」の写しを送付



●保護者から「確認書」等の送付を受けた事業所（以下「コア連携事業所」）は、必要に応じて当該児童が利用している他の事業所と連絡調整のうえ、会議を開催



●コア連携事業所は、上記会議の記録（報告書）を作成し、会議に参加した他事業所、保護者、国立市へ共有



●コア連携事業所は、（上記会議の内容を踏まえて）保護者へ相談援助



●上記会議に参加した各事業所は、会議の内容を、事業所内の従業者へ共有



●コア連携事業所および会議に参加した事業所がそれぞれ報酬（加算）を請求  
※（月1回が限度）

注）事業所間で開催する会議の内容、頻度、記録する内容等詳細は、「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」（令和6年5月2日付こども家庭庁事務連絡）をご確認下さい。

## 【加算算定について】

原則、市から通知される「確認書」によってコア連携事業所が選定された後、以下に定める要件の全てに該当する場合に本加算の算定が可能です。

## ●〈事業所間連携加算（Ⅰ） 500 単位/回（月 1 回を限度）〉

対象：コア連携事業所

【算定要件】①事業所間連携会議の開催に向けた連絡調整

②事業所間連携会議の開催

③記録の作成及び共有

④保護者に対する相談援助

⑤事業所内での情報共有・支援への活用

## ●〈事業所間連携加算（Ⅱ） 150 単位/回（月 1 回を限度）〉

対象：その他の事業所

【算定要件】①事業所間連携会議への参加及び個別支援計画の提出

②事業所内での情報共有・支援への活用

## 1. 加算算定要件（コア事業所）

算定できる加算は「事業所間連携加算(Ⅰ)500単位(月1回を限度)」です。

なお、事業所間連携会議の内容等の要旨を事業所間連携会議に係る記録(報告書)（以下、「記録(報告書)」という。）を記入し、郵送等にてしようがいしゃ支援課相談支援係地区担当ケースワーカーへ提出してください。**各事業所の個別支援計画の写しも添付が必須**となります。

①事業所間連携会議の開催後に加算対象児の保護者に対して会議の中で整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと

②事業所間連携会議の中で共有・整理された情報について、自事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を児童のその後の支援に活かすとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと

上記2点を満たした時点で初めて請求要件を満たすこととなります。**事業所間連携会議の開催のみをもって算定できる加算でない**ことを理解の上、加算対象児及びその家族への支援に努める必要があります。

※(参考)「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」 こども家庭庁支援局障害児支援課

#### R6.5.2付事務連絡

※様式の枠内に記載が困難な場合、別紙での補足も可能です。

※コア連携事業所からの提出がない場合、関連事業所による事業所間連携加算(Ⅱ)の算定も認められません。

※報告書等の提出期限は、事業所間連携会議を開催した月の月末(休日の場合は直前の平日)とします。月末までの提出が確認できれば、翌月以降の請求が可能となります。**確認書及び報告書等書式が期限までに提出されていない場合は、返戻となります**のでご注意ください

※報告書の提出先は、児童の担当ケースワーカーまでお願いいたします。

## 2. 加算算定要件(関係事業所)

算定できる加算は「事業所間連携加算(Ⅱ)150単位(月1回を限度)」です。

- ① 事業所間連携会議への参加及びコア連携事業所への個別支援計画の提出
- ② 自事業所内での情報共有

上記2点の対応があれば、請求は可能です。それぞれ実施したことがわかるよう、記録を残してください。ただし、市に対し、コア連携事業所より記録(報告書)等の書式提出がない場合は、事業所間連携会議の開催有無等が確認できないことから、請求が返戻となる場合があります。

※(参考)

「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」 こども家庭庁支援局障害児支援課R6.5.2付事務連絡

※加算の算定にあたっては、留意事項通知により市町村に対し加算対象児に係る各事業所の個別支援計画と事業所間連携会議の記録(事業所間連携報告書)を共有してください。

※会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めてください。

## 【留意事項】

## ① コア連携事業所である証明について

事業所間連携加算におけるコア連携事業所であることは受給者証には印字されません。

「確認書」にて証明となるため、**必ず保管**ください。

## ② コア連携事業所が変更となった場合について

保護者からの申し出に基づき、「確認書（変更）」にて変更確認を行います。

変更の際には、保護者から変更前の事業所へ連絡を行うことを前提としているため、変更前の事業所への通知は行いませんのでご注意ください。なおコア事業所以外の事業所が追加、変更、契約解除等となった場合は、確認書の再提出は不要です。

**「確認書（変更）」の提出期日は、終了予定月の月末（休日の場合は、その直前の平日）とします。変更となる見込みがある場合は、わかった段階でお電話にて市担当ケースワーカーまでその旨ご一報ください。**

## ③ コア連携事業所の解除について

保護者からの申し出に基づき、「事業所間連携終了届出書」にて解除の決定を行います。

また、申し出にかかわらず、「障害児相談支援を利用する方（セルフプランでは無くなった方）」「利用事業所が1か所になる方」については自動的に当加算の対象外となりますので、加算の算定は行えません。

なお、給付期間の途中で「利用事業所が1か所になった方」については、コア連携事業所がその事実を把握することになるため、市からの通知は行いません。

**事業所間連携終了届出書の提出期日は、加算算定終了月の月末（休日の場合は、その直前の平日）とします。終了となる見込みの場合は、わかった段階でお電話にて市担当ケースワーカーまでその旨ご一報ください。**

## ④ 会議記録の作成及び共有について

会議開催から1か月以内を目途に行ってください。

## ⑤ 同一法人内の場合について

加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されないことに留意してください。

## ⑥ 市から保護者への通知について

当加算については、**原則として令和8年4月1日（水）以降**、児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規申請があったセルフプランご希望の世帯にご案内予定です。サービス更新手続き前のタイミングでも、事業所間連携加算の算定は可能です。保護者が希望される場合は、随時ご案内等にご協力ください。

## ⑦ その他

本加算の詳細につきましては、厚生労働省告示等をご確認ください。なお、当加算の算定については、「事業所間連携加算確認書」が市に提出された日以降で、要件を満たし市がコア事業所を決定した日以降にできるものとします。